

遠野市一般廃棄物処理実施計画

令和6年度

1 目的

この計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第1条の3の規定に基づき、遠野市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画及び遠野市一般廃棄物（生活排水）処理基本計画の実施のために必要な事業等について定めるものである。

2 計画区域

遠野市全域

3 計画期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

4 排出量及び処理量の見込み

(1) ごみ総排出量の見込み

区 分	令和6年度
人口推計	24,423人
ごみ排出量	7,883 t
市民一人1日当たりの排出量	884 g

人口推計：国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成30年3月推計）」を基に推計

(2) ごみ種類別の排出量の見込み

(単位：t)

区 分		種類ごとの排出量	区分ごとの排出量	総排出量	
生活系ごみ	可燃ごみ	4,090	4,510	7,883 (7,702)	
	不燃ごみ	334			
	粗大ごみ	86			
	資源ごみ	行政回収	1,191		1,372
		段ボール	152		
		紙類	491		
		ペットボトル	90		
		プラスチック製容器包装	183		
		衣類	0		
		缶類	78		
		びん類	193		
		小型家電	3		
		資源集団回収	181		
有害ごみ	7	7			
事業系ごみ	可燃ごみ	1,785	1,994		
	不燃ごみ	60			
	粗大ごみ	37			
	資源ごみ	112			

※ () 内は資源集団回収量を除いた値

(3) し尿及び浄化槽汚泥の処理量の見込み (単位：kl)

区 分	令和6年度
し尿	11,512
浄化槽汚泥	3,964

5 一般廃棄物の発生回避・排出抑制・適正排出のための方策に関する事項

(1) 環境教育・啓発活動の充実

- ・環境学習会（出前講座）を開催し、市民にごみの発生回避、排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果を啓発する。
- ・排出事業者における事業系ごみの適正な処理のため、手引きを周知する。
- ・広報やケーブルテレビ等を活用し、市民や事業者にごみの発生回避、排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果を周知する。
- ・遠野市産業まつり及び躍進みやもりまつりにおいて、来場者にごみの発生回避、排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果を啓発する。

- ・清養園クリーンセンター、岩手中部広域行政組合岩手中部クリーンセンター及び遠野中継センター（以下「清養園クリーンセンター等」という。）の施設見学者にごみ処理の状況について情報を提供する。
 - ・「遠野市ごみの正しい分け方・出し方」及び「遠野市ごみ収集日程表」を全戸配布する。
 - ・「ごみ分別事典」を遠野テレビのデータ放送にて配信する。
 - ・市公式ホームページ等を活用して、適切なごみ分別の周知を図る。
- (2) 清養園クリーンセンター等で処理できないごみの適正処理
- ・清養園クリーンセンター等で処理できないごみについて、その種類を「遠野市ごみの正しい分け方・出し方」に掲載して市民や事業者にも周知するほか、継続的に排出者の利便性が高い処理方法の情報収集を行う。
 - ・岩手中部広域行政組合及び組合構成市町との情報共有により、適切なごみ処理方法を検討する。
- (3) 遠野市生活環境協議会との連携
- 行政区自治会を会員とする遠野市生活環境協議会と連携した事業（未来へ繋がるごみ減量事業）を展開し、市民協働により循環型社会の実現を図る。
- ア ごみダイエット事業
- ・8月をもえるごみ減量強化月間に位置づけ、啓発活動を強化する。
 - ・ごみ減量啓発看板等を各集積所等に設置し、もえるごみの減量・分別を啓発する。
 - ・ごみ分別CMを遠野テレビで放送し、もえるごみの減量と資源の有効活用を推進する。
 - ・キエーロ等の普及による生ごみの自家処理を推進する。
 - ・市内自治会等をモデル地区に指定し、当該地区における参加世帯において4Rの取組みを集中的に行い、ごみ減量と意識啓発を図る。
- イ 生ごみ処理容器等の購入助成制度の推進
- ・生ごみ処理容器、生ごみ処理機及びキエーロの購入助成制度の活用を推進する。
- ウ 資源集団回収活動の促進
- ・自治会等の市民団体による資源集団回収の拡大を促進するとともに、資源回収業者の事業縮小等により、取組団体の活動停滞が懸念されることから、持続的な活動に向けて必要な支援を行う。
- エ 環境美化推進事業
- ・ごみ集積所における違反ごみを回収し、処分する。
 - ・環境パトロールを実施し、不法投棄箇所の把握に努める。
 - ・不法投棄常習地への監視カメラ設置、不法投棄防止啓発看板を設置する。
 - ・ごみ集積所の修繕助成を実施し、衛生環境の保全を図る。

(4) 不法投棄対策

関係機関及び地域住民と連携し、不法投棄防止と円滑な回収処分を図る。

(5) 事業系ごみの適正処理の推進

廃棄物処理法における自己処理責任を原則とした事業系ごみの適正処理について、「事業系ごみの分け方・出し方」を市公式ホームページに掲載するなど、制度の理解及び定着化を図る。

6 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分（5種類18分別）

種 類	分別の区分	摘 要
可 燃 ご み		木くず類、生ごみ、布類、ゴム類、プラスチック類、紙くずなど
不 燃 ご み		ガラス類、陶器類、金属類など
有 害 ご み	蛍 光 管	
	乾 電 池	
	水銀体温計・血圧計	
資 源 ご み	小 型 家 電	家電4品目を除く。
	衣 類	革製品、寝具、靴下、下着は除く。
	紙 類（新聞紙）	
	紙 類（段ボール）	
	紙 類（牛乳パック）	内側の白いものに限る。
	紙 類（その他雑紙）	
	缶 類（飲料用）	
	びん 類（無色）	
	びん 類（茶色）	ビールびんと一升びんは除く。
	びん 類（その他）	緑色の一升びんは除く。
	ペ ッ ト ボ ト ル	
プ ラ ス チ ッ ク 製 容 器 包 装	汚れの落ちにくいものを除く。	
粗 大 ご み		可燃粗大ごみ、不燃粗大ごみ、廃家電類

※衣類は、新型コロナウイルス感染症の影響により民間業者が取り扱えなくなったことから令和2年7月から資源ごみとしての収集を停止しているが、流通動向を把握しながら収集再開できるよう対応する。

7 一般廃棄物の適正処理に関する基本的事項

(1) 収集・運搬計画

ア 生活系一般廃棄物

生活系一般廃棄物の収集及び運搬は、次のとおりとする。

分別の区分		排出方法	排出先	収集運搬	運搬先			
可	燃	ごみ袋	集積所	委託業者による定期収集	遠野中継センター			
不	燃	ごみ	コンテナ		集積所	清養園クリーンセンター		
有	害	ごみ	/		回収ボックス			
資 源 ご み	小	型	家電		/		回収ボックス	
	衣	類	ビニール袋 又は紙袋		衣類集積箱			
	紙	類	(新聞紙)		紙ひもで縛 る。			
	紙	類	(段ボール)					
	紙	類	(牛乳パック)					
	紙	類	(その他雑紙)					
	プ	ラ	ス		チック		製	集積所
	容	器	包		装		ネット袋	
	飲	料	缶		瓶		コンテナ	
	ペ	ット	ボ		トル		ネット袋	
び	ん	類	(無色)		コンテナ ※茶色と緑色 の一升瓶、ビー ル瓶は除く			
び	ん	類	(茶色)					
び	ん	類	(その他)					
粗 大 ご み	不	燃	/	集積所	遠野中継センター			
	可	燃	/					

※小型家電については、宅配便による協定事業者への回収を併せて推奨していく。

イ 事業系一般廃棄物等

- (ア) 事業活動から発生するごみや家庭から一時的に大量に出たごみなどは、自ら清養園クリーンセンター又は遠野中継センターに持ち込むか、一般廃棄物処理業（収集・運搬）許可業者に収集及び運搬を依頼する。
- (イ) 事業活動から発生するごみは、排出量が一定以下で指定有料袋により集積所に排出された可燃ごみなどについて、委託業者による定期収集を行う。
- (ウ) 前2号に掲げる方法により処理することが困難な次に掲げる事業系一般廃棄物について、市長が必要と認めた場合は、市域外の民間処理業者に処理を委託する。

区分	処理計画量
利用自肅牧草	81 t

ウ 死亡動物

土地所有者（管理者）が遠野中継センターに岩手中部広域行政組合が指定する方法で持ち込む。

エ 清養園クリーンセンター等で処理できないごみ

清養園クリーンセンター等で処理できないごみは、次により排出し、適正に処理する。

区分		主なごみ	引取先
産業廃棄物		廃プラスチック類、汚泥、廃油等	許可業者
資源有効利用促進法対象品目		パソコンディスプレイ	メーカー
家電リサイクル法対象品目		テレビ、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機、エアコン	販売店
適 正 処 理 困 難 物	特別管理一般廃棄物	P C B使用部品、感染性廃棄物等	許可業者
	危険性を有するもの	農薬、薬品、バッテリー等	販売店
	引火性を有するもの	ガスボンベ、燃料タンク、塗料類、火薬等	取扱店
	在宅医療廃棄物	注射器や注射針等鋭利なもの、感染性を有するもの、使い残して不要となった医薬品等	医療機関 調剤薬局
	その他	スプリング入りマットレス・ソファ、タイヤ、ホイール、消火器、ボタン・ニッカド電池等	取扱店 許可業者

オ し尿及び浄化槽汚泥

し尿にあっては排出者の依頼に応じて市の委託業者が収集運搬し、浄化槽汚泥にあっては排出者が一般廃棄物処理業（収集・運搬）許可業者及び浄化槽清掃業許可

業者に依頼し収集運搬を行う。

令和6年4月1日から、し尿収集運搬手数料が大幅な増額改訂となることから、令和6年度は激変緩和措置を行い、段階的にし尿収集運搬手数料を引き上げていく。

(2) 中間処理及び最終処分計画

清養園クリーンセンター等に搬入された一般廃棄物は、次により処理する。

分別の区分		中間処理施設	処理方法	最終処分	
可燃ごみ (可燃粗大ごみ含む。)		中継施設 ごみ焼却施設	積替 焼却	埋立(焼却灰・残渣)	
不燃ごみ		廃棄物再生 利用施設	破碎・選別・資源化	埋立(破碎残渣)	
有害ごみ		民間施設 (処理委託)	資源化	—	
資源 ごみ	小型家電	民間施設 (処理委託)	資源化	—	
	衣類	廃棄物再生 利用施設		—	
	紙類(新聞紙)			—	
	紙類(段ボール)			—	
	紙類(牛乳パック)			—	
	紙類(その他雑紙)			—	
	プラスチック製 容器包装			民間施設 (処理委託)	圧縮梱包・資源化
	飲料缶	廃棄物再生 利用施設		破碎・選別・資源化	—
	ペットボトル	民間施設 (処理委託)		圧縮梱包・資源化	—
	びん類(無色)	廃棄物再生 利用施設		資源化	—
	びん類(茶色)				—
	びん類(その他)				—
粗大ごみ (可燃粗大ごみ除く。)		廃棄物再生 利用施設	破碎・選別・資源化	埋立(破碎残渣)	
し尿及び浄化槽汚泥		し尿処理施設	微生物処理	—	

(3) 災害廃棄物の適正処理

遠野市災害廃棄物処理マニュアル(令和2年3月策定)により、災害時に発生する廃棄物の円滑かつ適正な処理を推進するとともに、平時において当該処理対応に係る職員研修の実施及び関係機関との連携強化を図る。

マニュアルを策定してから一定年数が経過することから、計画の見直しを検討していく。

(4) 感染症拡大下における安定的な処理継続

廃棄物処理は、必要不可欠な社会インフラであり、感染拡大下であっても安定的な業務継続が求められるため、処理施設、一般廃棄物処理業者等において所要の感染防止対策を講じる。

(5) 清養園クリーンセンターの概要

ア 遠野市清養園クリーンセンター廃棄物再生利用施設

所在地	遠野市綾織町新里18地割84番地 6
破 碎 方 式	堅型高速回転式破砕機
選 別 方 式	磁選機、アルミ選別機、風力選別機、粒度選別機
処 理 能 力	12 t/日(5 h)
選 別 の 種 類	鉄類、アルミ類、可燃物、不燃物
稼働年月日	平成12年11月 1日

イ 遠野市清養園クリーンセンター廃棄物再生利用施設ストックヤード

所在地	遠野市綾織町新里18地割84番地 6
面 積	423 m ²
保 管 対 象	紙類、金属類、びん類、ペットボトル、プラスチック製容器包装、小型家電、電池、蛍光管、衣類
稼働年月日	平成12年11月 1日

ウ 遠野市清養園クリーンセンター最終処分場

所在地	遠野市宮守町下宮守15地割178番地 8
埋立地面積	7,150 m ²
埋立容量	37,600 m ³
埋立物	焼却残渣、破砕ごみ・処理残渣
構 造	準好気性埋立構造
遮水方式	二重シート、漏水検知システム
浸出水処理方式	生物学的脱窒素処理（接触ばっ気方式）
覆土施工	即日覆土
埋立容量	覆土含み24,414 m ³ （令和4年度末現在）
残余容量	13,186 m ³ （令和4年度末現在）
稼働年月日	平成14年 4月 1日

エ 遠野市清養園クリーンセンターし尿処理施設

所在地	遠野市綾織町下綾織32地割30番地 1
処理方式	高負荷脱窒素処理+限外ろ過膜処理
処理能力	61k1/日(し尿59k1/日、浄化槽汚泥 2 k1/日)
稼働年月日	平成3年4月1日

8 一般廃棄物の広域処理施設に関する事項

岩手中部広域行政組による可燃ごみ広域処理の円滑な実施を推進する。

(1) 岩手中部クリーンセンター（ごみ焼却施設）

所在地	北上市和賀町後藤 3 地割60番地
敷地面積	4.2ha
配置施設	ごみ焼却施設(熱回収施設)工場棟、管理棟、計量棟、洗車棟等
処理対象	<ul style="list-style-type: none"> ・圏域から発生する可燃ごみ ・不燃・粗大ごみ処理施設からの選別可燃物 ・し尿処理施設から排出されるし尿し渣
処理方式	ストーカ+セメント資源化方式
炉形式	24時間連続運転
炉数	2炉
処理能力	182 t /日(24h)

(2) 遠野中継センター（ごみ積替施設）

所在地	遠野市綾織町新里18地割69番地 2
配置施設	中継施設工場棟、計量機等
処理対象	遠野市内から発生する可燃ごみ
処理能力	28 t /日
運搬車	大型パッカー車 3 台 (10 t 車)

9 その他一般廃棄物の処理に関する事項

(1) 一般廃棄物処理業許可業者

○収集・運搬

区 分	業 者 名	住 所
ごみ	(有)遠野地区清掃社	遠野市綾織町新里18地割69番地 3
ごみ	(有)遠野環境企画	遠野市青笹町青笹 4 地割54番地 2
ごみ	(有)遠野地方運送	遠野市青笹町青笹14地割91番地
ごみ	丸和運送(有)	遠野市宮守町達曾部 4 地割43番地
し尿及び浄化槽汚泥	(有)遠野衛生社	遠野市上組町 3 番10号
し尿及び浄化槽汚泥	(有)奥寺衛生社	遠野市松崎町白岩17地割51番地 4
し尿及び浄化槽汚泥	(株)宮守衛生社	遠野市宮守町上鱒沢18地割27番地
木くず、がれき	松田重機工業(株)	遠野市小友町17地割51番地 7
木くず	グリーンリサイクル(株)	宮城県富谷市成田九丁目 3 番地 5
木くず	(株)テラ	遠野市青笹町中沢 2 地割52番地

○処分

区 分	業 者 名	住 所
木くず、がれき	松田重機工業(株)	遠野市小友町17地割51番地 7
木くず	(株)テラ	遠野市青笹町中沢 2 地割52番地

(2) 家庭系可燃ごみ袋の有料化の検討

ごみ処理経費の抑制、家庭系可燃ごみの排出量の削減を図るため、家庭系可燃ごみ袋の有料化について、関係機関の意見を聞きながら、導入に向けた検討をしていく。

(3) ごみ処理施設の長寿命化の実施

遠野市清養園クリーンセンター廃棄物再生利用施設については、施設の修繕及び保有車両の更新を計画的に実施し、施設の長寿命化を図っていく。

(4) し尿処理の将来的なあり方の検討

遠野市清養園クリーンセンターし尿処理施設の老朽化を鑑み、持続的で安定した処理を図るため、し尿処理の将来的なあり方を検討する。